

西新宿五丁目 まちづくり ニュース

No.1

平成26年12月

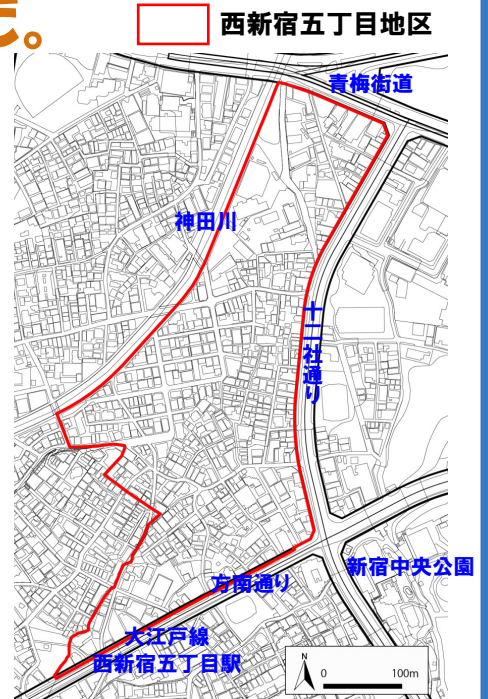
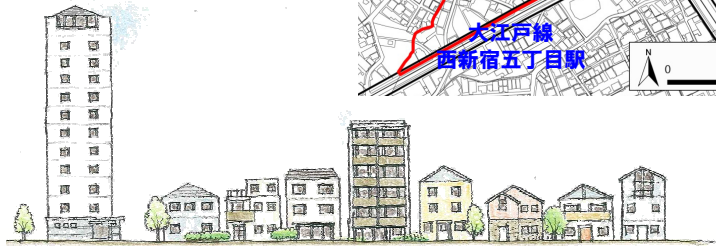
新宿区地域整備課

「不燃化特区」に指定されました。

西新宿五丁目地区は、幹線道路沿道では鉄筋コンクリート造を中心とした耐火の建物が建っていますが、幹線道路に面していない区域では、老朽化した木造の住宅等が多く見られます。この木造住宅等が密集している区域は、道路も十分な幅員がないことから、火災が起きたときに、延焼しやすく、避難にも支障をきたすことが考えられるなど、防災上の課題を抱えています。このような防災上の課題に対応するために、平成26年4月1日に西新宿五丁目地区が不燃化特区に指定されました。

●不燃化特区(不燃化推進特定整備地区)

木造住宅密集地域の中で特に改善を図るべき地区を東京都が指定し、都と区が連携して不燃化を進めるための支援を行う地区です。



西新宿五丁目のまちづくりを考える 懇談会を開催します。

区では、今後、特に南側エリア（裏面参照）のまちづくりについて、地区のみなさまと検討していくことを考えています。そのための懇談会を開催いたします。是非、ご参加ください。

日時 12月11日(木) 18:30～

場所 淀橋会館 3階会議室

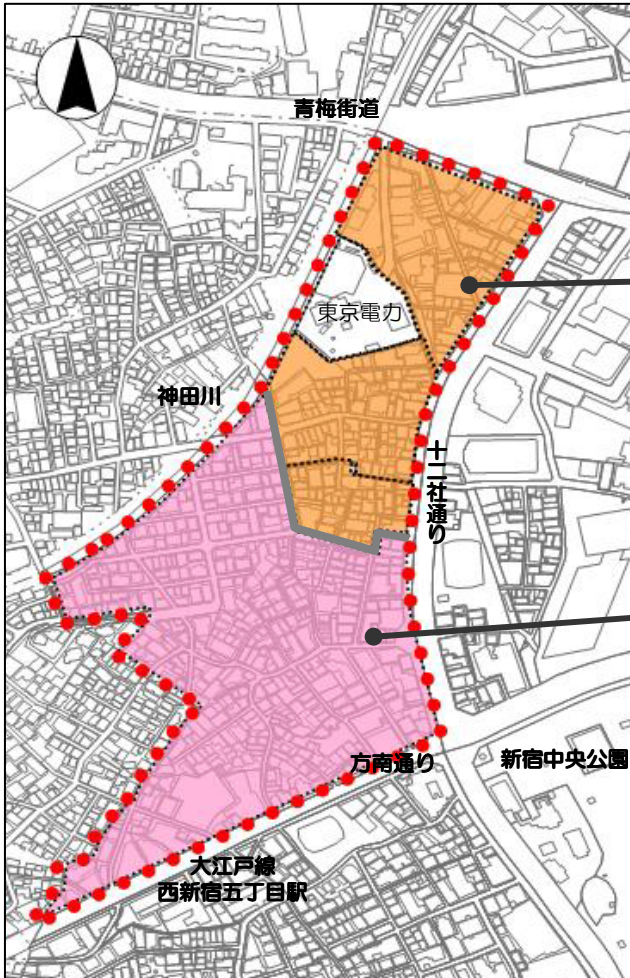
内容 ・地区の現況と課題について(意見交換)
・固定資産税等の減免制度について



今後のまちづくりに向けて

区では、今後も不燃化特区制度を活用したまちづくりを推進していきます。特に南側エリアでは、引き続き懇談会などを開催し、みなさまのご意見を聴きながら、検討していきます。

西新宿五丁目地区におけるまちづくりの進め方



◇北側エリア

北側は、地元の市街地再開発事業や防災街区整備事業の取組みを支援しているエリアです。

◇南側エリア

南側は、現在木造住宅が密集しており、今後市街地再開発事業等を予定していないエリアです。

このエリアについては、地域のみなさまと意見交換をしながら、さらにまちづくりについて一緒に考えていきます。

- ・ 新たな防火規制の導入
- ・ 地区計画制度の活用 など

税制上のメリットがあります

不燃化特区内では、固定資産税・都市計画税の減免制度が適用されます。

- ①不燃化特区内で、不燃化のための建替えを行った住宅に対する固定資産税・都市計画税の10割減免(5年間)
- ②不燃化特区内で、防災上危険な老朽住宅を除却した更地にかかる固定資産税・都市計画税の8割減免(5年間)

※詳細については、12月11日の懇談会で、新宿都税事務所からの説明があります。
※減免を受けるには要件などがあります。また、②については、区による老朽住宅の認定等が必要となります。

お問い合わせ●新宿区 都市計画部 地域整備課 (佐藤(隆)・佐藤(華)・小林)

〒160-8484 新宿区歌舞伎町1-4-1 本庁舎7階

TEL 5273-3842(直) FAX 3209-9227 E-mail chiikiseibi@city.shinjuku.lg.jp

協力●淀橋町会